

2020 April

4

No.842

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

URL: http://www.syahokyo-saga.or.jp/



■佐賀市 多布施川

### 今月の記事

#### ● 日本年金機構

- ・ 4月は採用、転勤の多い時期です。忘れないよう届出をしましょう。…………… 2
- ・ 「学生納付特例制度」をご存知ですか?…………… 3

#### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 令和2年度の保険料率について…………… 4
- ・ 健康保険のご担当者様をご登録ください。…………… 5

#### ● 佐賀県社会保険協会

- ・ 4～5月開催社会保険事務講習会のご案内…………… 6
- ・ 被扶養者の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます。…………… 7

- ・ 年金相談窓口開設等…………… 8
- ・ 県内年金事務所の自動音声案内…………… 8

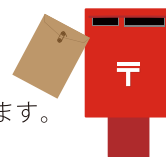
### 適用関係届書 送付先

#### 日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。





# 4月は採用、転勤の多い時期です。 忘れないよう届出をしましょう。

## 新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

**資格取得届** 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届出をお願いします。

### ■ 資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

### ■ 個人番号(基礎年金番号)

個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を記入してください。

### ■ 報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物支給も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則記入をしないようお願いいたします。(コンピュータシステムにより被保険者番号の自動払出を行っているため。)

## 3親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

### 被扶養者(異動)届

#### ■ 被扶養者の追加

被扶養者がいる新入社員が健康保険に加入したときや被扶養者が増えたときは、被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。

#### ■ 被扶養者の削除

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者でなくなる場合は、被扶養者から削除する届出をお願いします。

※扶養削除日について

被扶養者(異動)届の「被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「就職した日」、離婚の場合は「離婚した日」、死亡の場合は「死亡日の翌日」、75歳到達の場合は「75歳の誕生日」を記載してください。

#### ■ 被扶養者の変更(訂正)

被扶養者の氏名・性別・続柄・生年月日等に変更(訂正)があった場合は、そのお届けをお願いします。



## 転勤や引越などにより住所が変わったとき

### 住所変更届

被保険者や国民年金第3号被保険者について、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新することとなっているため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則として不要となりますが、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者、海外居住者および短期在留外国人等の方については、引き続き住所変更届等の提出が必要となります。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

## 「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### POINT 1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部免除）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査しますが、学生納付特例はご本人の所得のみで審査することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得が無い場合は学生納付特例の対象となります。

**ご注意！** 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



### POINT 2 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

学生納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（「子のある配偶者」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。

## 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	（受給資格期間）	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。  
（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和2年4月分保険料の納付期限は令和2年6月1日(月)です。

## 令和2年度の保険料率について

### ◆健康保険料率◆

(平成31年度)

10.75%

引き下げ

(令和2年度)  
**10.73%**

### ◆介護保険料率(全国一律)◆

(平成31年度)

1.73%

引き上げ

(令和2年度)

**1.79%**

**令和2年3月分(4月納付分)から変更となります。**

(任意継続被保険者の方は、本年4月分(4月納付分)から変更となります。)

## 令和2年度 健診のご案内

受診できる健診機関は、協会けんぽのホームページからご確認いただけます。

### ●生活習慣病予防健診…35歳～74歳の従業員(被保険者)様が対象

#### 受診までの流れ

#### ① 健診機関に予約

※協会けんぽへの予約は不要

#### ② 健診を受ける



健診対象者は3月下旬に事業所に送付した「健診対象者一覧」をご確認ください。



### ●特定健診…40歳～74歳のご家族(被扶養者)様が対象

#### 受診までの流れ

#### ① 受診券(セット券)の受け取り

#### ② 健診機関に予約

#### ③ 健診を受ける

健診当日は以下のものを忘れずにお持ちください。

・特定健康診査受診券(セット券)

・健康保険被保険者証(保険証)

・健診費用(自己負担分)

※事前に健診機関にご確認ください。



受診券は4月上旬に「特定健診実施機関一覧表」「集団健診のご案内」と一緒にご自宅あてに送付いたします。



健診に関するお問い合わせ… 保健グループ **TEL:0952-27-0615**



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

## 健康保険のご担当者様をご登録ください。

協会けんぽでは、保険料率や制度改正の情報などをご担当者様へ直接、迅速に届けるためにご担当者様(健康保険委員)を募集しております。今年度より担当者様が変わった場合や、まだ健康保険委員をご登録いただけていない事業所様につきましては、ご登録をお願いします。

## 健康保険委員への特典

- ①健康保険委員限定で季節ごとに健康情報冊子を配布
  - ②研修会に無料でご招待
  - ③登録費・会費などは無料
- 別途用務が発生するものではありません。

## 健康保険委員登録用紙

郵便番号 事業所所在地 事業所名称	〒	
連絡先		
ご担当者氏名		
健康保険証の 記号・番号	記号：	番号：
メールマガジンの 登録(任意)	@	
	----- 下記利用規約に同意のうえ、メールマガジンの配信登録に同意する	

### ご利用上の注意事項(利用規約)

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス(以下「本サービス」という)の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様情報の登録を頂いております。本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があります、すべての携帯電話での受信に適した形式で配信していません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。1.本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。2.本サービスは、無料(通信用金は除く)でご利用になれます。3.全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。4.登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。5.全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。6.本サービスは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。7.本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。(添付ファイルのついたメールは偽物です。)8.万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。9.メールマガジンの配信については、回線上的問題(メールの遅延、消失)等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。10.本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。11.全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。12.登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。13.原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。14.本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。



このページをコピーのうえ  
FAXまたは郵送にて  
ご提出ください。

# FAX:0952-27-0617

健康保険委員に関するお問い合わせ … 企画総務グループ TEL:0952-27-0612



メルマガのご登録はこちらから!  
役立つ情報が満載です!





令和  
2  
年度

# 社会保険事務講習会のご案内

## 『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に  
算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。  
【初級編】

## 『高齢者雇用、働き方改革に関連する 制度の解説』

高年齢継続給付、在宅老齢、パート従業員適用拡大  
などについて学びます。

地区	日時	会場	地区	日時	会場
佐賀会場	令和2年4月16日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄会場	令和2年5月15日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	令和2年4月20日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	令和2年5月18日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和2年4月22日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	鳥栖会場	令和2年5月20日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	令和2年4月23日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	佐賀会場	令和2年5月21日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者

4月…新しく社会保険の事務担当になられた方 5月…社会保険事務担当者の方

参加料

**会員事業所は無料**

(但し、非会員事業所及び令和元年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



〈キリトリ線〉

## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』 (佐賀・武雄・鳥栖・唐津)会場 令和 年 月 日( )	『高齢者雇用、働き方改革に関連する制度の解説』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀)会場 令和 年 月 日( )	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号( ) - _____		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 被扶養者の認定要件に 新たに国内居住要件が追加されます。



この度、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、「健康保険の被保険者に扶養されている者(被扶養者)」の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます。

## ※健康保険の被扶養者

### ●主として被保険者の収入で生計を維持している人

被扶養者になれるのは、主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満(後期高齢者医療の被保険者とならない)の人で、次のように分けて条件をみます。

被保険者と同居・別居いずれでもよい人	被保険者と同居していることが条件の人
<ul style="list-style-type: none"><li>●配偶者(内縁関係でもよい)</li><li>●子、孫および兄弟姉妹</li><li>●父母、祖父母などの直系尊属</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●伯叔父母、甥姪などその配偶者、孫、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の父母や子など左記以外の3親等内の親族</li><li>●内縁関係の配偶者の父母および子</li><li>●内縁関係の配偶者死亡後の父母および子</li></ul>

## 新たに追加される国内居住要件について

### ①国内居住要件の考え方

改正後の健康保険法第3条第7項に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

### ②国内居住要件の例外(海外に居住しているが被扶養者となる方)

日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

#### 【国内居住要件の例外となる方】

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4) 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、(2)と同等と認められるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

お問い合わせ先は、2ページ下段に掲載しています。

## 令和2年5月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4	5	6	7 年金事務所 延長相談 19時まで	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談 (予約)
10	11 年金事務所 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 年金事務所 延長相談 19時まで	19 鹿島市役所 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24/31	25 年金事務所 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27	28	29 伊万里市役所 (予約)	30

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

### 出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先  
「予約受付専用電話」  
**☎0570-05-4890**(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は  
**☎03-6631-7521**(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15  
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。  
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

県内の年金事務所のお電話は、自動音声でご案内します。音声ガイダンスの内容は下記の通りです。

佐賀年金事務所  
TEL 0952-31-4191

唐津年金事務所  
TEL 0955-72-5161

武雄年金事務所  
TEL 0954-23-0121

自動音声案内に従って番号を押してください

1	年金の請求やお受け取りに関するご相談	1	一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつなぎします
		2	提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつなぎします
2	国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1	国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
		2	年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつなぎします
3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1	健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
		2	年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつなぎします
4	健康保険・厚生年金保険料のご相談			「厚生年金徴収課」へおつなぎします
5	その他のご用件のとき			
0	もう一度メッセージをお聞きになるとき			

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先が不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。



3月に開催を予定していました社会保険事務講習会は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、イベント等の開催自粛要請が発せられたことをうけ、4会場全て中止しました。受講を予定されていた皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。この号が発行されます4月上旬には収束していることを念じつつ、4～5月の講習会日程を掲載しています。こまめな手洗いを心がけます。どうか、一日も早く通常の生活にもどれますように。(山)